

「固定資産税等の賦課決定と国家賠償請求

—最高裁判決を中心として—

一般財団法人 MIA 協議会賛助会員

アンカー北浜法律事務所弁護士 櫛田 博之

1 固定資産税等に関する不服と国家賠償請求

(1) 固定資産税等（都市計画税を含む）に関する不服審査手続等としては大きく2つに分かれる。

① 「登録された価格」に対する不服

固定資産評価審査委員会に審査の申出を行い、その審査決定に不服があるときは、裁判所に取消しの訴えを提起する。

② 「登録された価格」以外に対する不服

市町村長（東京都特別区の場合は東京都知事）に審査請求を行い、その裁決に不服があるときは、裁判所に取消しの訴えを提起する。

(2) 固定資産税等の賦課決定と国家賠償請求に関して、地方税法の規定による不服審査手続等を経ることなく国家賠償請求をすることができる。とされている。

(3) 国家賠償請求の特徴として、以下の点等があげられる。

① 請求が認められるための要件として、公務員の故意又は過失が要求される。

② 裁判実務では、取消訴訟の場合と違法性の判断基準が異なる。

③ 取消訴訟の場合と立証責任も異なる。

2 最判令和2年3月24日民集74巻3号292頁

家屋の建築当初における評価等に誤りがあったことから、その後の各年度において過大な固定資産税等が課されたなどと上告人が主張して、国家賠償法1条1項に基づき、平成4年度から同20年度までの各年度における固定資産税等の

過納金及び弁護士費用相当額等の損害賠償を求めた事案。本判決では、平成29年法律第44号による改正前の民法724条後段の除斥期間の起算点である「不法行為の時」がいつであるかについて、「当該年度の固定資産税等に係る賦課決定がされ所有者に納税通知書が交付された時から進行する」との判断が示された。改正後の民法724条2号は、消滅時効期間とされたので、今後「不法行為の時」という解釈について、本判決の判断が妥当するか明らかではないが、経過規定により、改正前の民法724条後段に規定する期間が改正後の民法の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例によるとされており、しばらくの間、本件と同様の問題が生じ得るため、本判決の意義は失われまいと思われる。

3 その他の論点

違法性判断としていわゆる職務行為基準説を採用した高裁判決を紹介。短期の消滅時効に関して、「損害及び加害者を知った時」の意義に関する最高裁判決を紹介。

4 まとめ

取り上げた令和2年最高裁判決や、平成22年最高裁判決等から、固定資産税等の税額過大決定に対し国家賠償請求が行われる可能性が高くなってきているといえる。地方税法等の関連法令（裁判例等）や評価に関して、これまで以上に教育を徹底し、課税誤りを減らすことが必要になるところである。

そして、万一課税誤りが起こったとしても、早期に発見できるようにする取組みや、早期に発見できる仕組みづくりが重要である。